

		原動機付自転車		
車両区分		一般原動機付自転車	特定小型原動機付自転車	特例特定小型原動機付自転車
定格出力等		排気量50cc以下又は 定格出力0.6kw以下	定格出力0.6kw以下	<p>特定小型原動機付自転車のうち、次の①～⑤を全て満たすもので、他の車両を牽引していないもの(遠隔操作により通行させることができる場合を除く)。</p> <p>① 歩道等を通行する間、最高速度表示灯を点滅させること。</p> <p>② 最高速度表示灯を点滅させている間は、車体の構造上、6 km/hを超える速度を出すことができないものであること。</p> <p>③ 側車をつけていないこと。</p> <p>④ ブレーキが走行中容易に操作できる位置にあること。</p> <p>⑤ 鋭い突出部のないこと。</p>
車体の 大きさ	長さ	2.5m以下	1.9m以下	
	幅	1.3m以下	0.6m以下	
	高さ	2.0m以下	—	
最高速度		30km/h	20km/h	
最高速度表示灯		—	緑色点灯	
運転免許		原動機付自転車を 運転することができる 運転免許	不要 (16歳未満は運転禁止)	
乗車用ヘルメット		必要	必要(努力義務)	
ナンバー登録		必要	必要	
自賠償保険		必要	必要	
飲酒運転		禁止	禁止	